

諸外国の性犯罪規定の概要（性的行為の当事者間に一定の地位・関係性が存することや性的行為の相手方が脆弱性を有すること等を要件とする規定）

（注）本資料は、性犯罪に関する刑事法検討会において配布した資料8「諸外国の性犯罪関連規定」等を基に整理したものである。

1 アメリカ・ミシガン州

(1) 家族関係・親族関係があることを要件とする規定

- 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者が相手方と同一世帯の構成員であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入（注1）を行った場合は、第一級性犯罪（ミシガン州刑法第750.520b条(1)(b)(i)）。
 - ・ 性的接触（注2）を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(b)(i)）。
- 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者が相手方の4親等以内の血族又は姻族であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(b)(ii)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(b)(ii)）。
- 相手方が（精神的）心神喪失者、精神障害者、（物理的）心神喪失者又は身体的無力である者（注3）であり、行為者が相手方の4親等以内の血族又は姻族であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(h)(i)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(h)(i)）。
- 行為者が相手方の3親等以内の血族又は姻族であることを要件とするもの（注4）
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(d)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(d)）。

(2) 相手方が一定の年齢未満であり、生活上の関係等があることを要件とする規定

- 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者がチャイルド・ケア団体（注5）の従業員、契約社員若しくはボランティア又は相手方が居住者である里親住居（注6）若しくは里親グループ（注7）の運営の許可を受けている者であり、性的挿入又は性的接触が相手方が居住している間に発生したことを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(b)(vi)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(b)(vi)）。
- 相手方が16歳以上であり、行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約社員若しくはボランティア又は相手方が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的挿入又は性的接触が相手方が居住している間に発生したことを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(g)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(h)）。

(3) 行為者が相手方に対する権限を有することを要件とする規定

- 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者が相手方に対して権限を有する地位にあり、服従させるために相手方を抑圧する権限を行使したことを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(b)(iii)）
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(b)(iii)）
- 相手方が（精神的）心神喪失者、精神障害者、（物理的）心神喪失者又は身体的

無力である者であり、行為者が相手方に対して権限を有する地位にある場合に、服従させるために相手方を抑圧する権限を行使したことを要件とするもの

- ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(h)(ii)）
- ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(h)(ii)）

(4) 教師・生徒の関係にあることを要件とする規定

- 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者が、相手方が在学している公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校機関の教師、代理教師又は管理者であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(b)(iv)）
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(b)(iv)）
- 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者が、相手方が在学している公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関の職員若しくは契約職員、公立学校や非公立学校の生徒でないボランティア又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者が、相手方に接近し若しくは関係を構築するために、職務上、契約上若しくはボランティア上の立場を利用したことを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(b)(v)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(b)(v)）。
- 相手方が16歳以上18歳未満であり、行為者が、相手方が在学している公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校機関の教師、代理教師又は管理者であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(e)(i)）
 - ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(f)(i)）
- 相手方が16歳以上18歳未満であり、行為者が、相手方が在学している公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関の職員若しくは契約職員、公立学校や非公立学校の生徒でないボランティア又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者が、相手方に接近し又は関係を構築するために、職務上、契約上又はボランティア上の立場を利用したことを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(e)(ii)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(f)(ii)）
- 相手方が16歳以上26歳未満であり、かつ、特別の教育サービスを受けている場合で、行為者が、相手方が特別の教育サービスを受けている公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校機関の教師、代理教師又は管理者であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(f)(i)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(g)(i)）
- 相手方が16歳以上26歳未満であり、かつ、特別の教育サービスを受けている場

合で、行為者が、公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティア又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者が、相手方に接近し又は関係を構築するために、その職務上、契約上又はボランティア上の立場を利用したことを要件とするもの

- ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(f)(ii)）。
- ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(g)(ii)）。

(5) 行為者が矯正施設職員等、相手方が当該施設の被収容者等であることを要件とする規定

○ 相手方が矯正局の監督下にある場合であり、行為者が、矯正局の職員、契約職員又はボランティアであって、相手方が矯正局の監督下にあることを知っていることを要件とするもの

- ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(i)）。

○ 相手方が矯正局の監督下にある場合であり、行為者が、1953年矯正法第20g条（1953 PA 232, MCL 791.220g）の少年矯正施設を運営する民間業者の従業員、契約社員又はボランティアであって、相手方が矯正局の監督下にあることを知っていることを要件とするもの

- ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(j)）。

○ 相手方が、懲役又は労働プログラム等の保護観察プログラムを目的とした郡の監督下にある囚人又は保護観察対象者であり、行為者が、郡又は矯正局の職員、契約職員又はボランティアであって、相手方が郡の監督下にあることを知っていることを要件とするもの

- ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(k)）。

○ 相手方が、審理若しくは審問を待つ間に裁判所によって施設に拘留された者又は成人によって行われるならば犯罪となる行為につき有責とされたために施設に収容された者であり、行為者が、それらの者が拘留され、又は収容されている施設の職員、契約職員又はボランティアであり、相手方が拘留され、又は施設に収容されていることを知っているか、又は知るべき理由があることを要件とするもの

- ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(l)）。

(6) 行為者が精神保健士、相手方が依頼主若しくは患者であること又はそのような関係にあったことを要件とする規定

○ 行為者が精神保健士であり、相手方が依頼主若しくは患者である間又はそうであった2年後以内に性的接触が行われ、かつ、相手方が配偶者でないことを要件とするもの

- ・ 上記場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(e)）。

(7) 相手方が一定の年齢未満であり、行為者が一定の年齢以上であることを要件とする規定

○ 相手方が13歳以上16歳未満であり、行為者が相手方より5歳以上年長者であることを要件とする規定

- ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(a)）

(8) 相手方の脆弱性を要件とする規定

- 相手方が13歳未満であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(a)）
 - ・ 性的接触を行った場合は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(a)）
- 相手方が13歳以上16歳未満であることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(a)）
- 相手方が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者又は身体的無力であり、行為者がそのことを知り、又は知るべき理由があることを要件とするもの
 - ・ 性的挿入を行った場合は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(c)）。
 - ・ 性的接触を行った場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(c)）

(注1) 「性的挿入」とは、性行為、クニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいう。射精を伴うことは求められない（同法第750.520a条(r)）。

(注2) 「性的接触」には、相手方若しくは行為者の恥部の意図的な接触又は相手方若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服の意図的な接触を含む。ただし、意図的な接触が性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的にいえ、又は復讐、加虐若しくは怒りのために性的な態様で行われたものに限る（同法第750.520a条(q)）。

(注3) (精神的)心神喪失者、(物理的)心神喪失者及び身体的無力である者の意義

- 「(精神的)心神喪失者」とは、一時的又は恒久的にその行動の性質を評価することができないことをもたらす精神疾患又は精神欠陥を患うものをいう（同法第750.520a条(j)）。
- 「(物理的)心神喪失者」とは、薬物、麻酔、その他その者の同意なく投与された物質のため、又はその者の同意なくその者に対して行われたその他の行為のため、一時的にその行動を評価又は制御することができないとされるものをいう（同条(k)）。
- 「身体的無力」とは、無意識、睡眠、その他の理由により身体的に行為に自発的に対処できないものをいう（同条(m)）。

(注4) 被害者が、被告人に対して権限を有する立場にあり、被告人をして性的挿入又は性的接触をさせるためにその権限を行使したことは、起訴に対する抗弁となる（同法第750.520d条(1)(d)、第750.520e条(1)(d)）。

(注5) 「チャイルド・ケア団体」とは、その主要な機能が教育的指導にあるかにかかわらず、未成年の子供を世話し、扶養し、訓練し、監督することにある政府組織又は非政府組織をいう（ミシガン州法1973 PA 116第1条(b)）。

(注6) 「里親住居」とは、親、法定後見人、親代わりの法的親権保持者から離れた場所にいる1人以上4人以下の未成年の子供を、24時間世話をする資格を与えられた個人の私邸をいう（ミシガン州法1973 PA 116第1条(p)(i)）。

(注7) 「里親グループ」とは、親、法定後見人、親代わりの法的親権保持者から離れた場所にいる4人以上7人未満の未成年の子供を、24時間世話をする資格を与えられた個人の私邸をいう（ミシガン州法1973 PA 116第1条(p)(ii)）

(参考1) ミシガン州刑法では、行為者による暴行・脅迫等を成立要件とする性犯罪として、

- 強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた場合を、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(b)）
- 強制又は抑圧が性的接触を成し遂げるために用いられた場合を、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(b)）

が規定されている。

(参考2) ミシガン州刑法における第一級性犯罪、第二級性犯罪、第三級性犯罪及び第四級性犯罪の法定刑は、以下のとおりである。

- 第一級性犯罪

- ① 17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（同法第750.520b条(2)(b)）及び終身電子監視（同項(d)）。
- ② 18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する第一級性犯罪（第520b条）、第二級性犯罪（第520c条）、第三級性犯罪（第520d条）、第四級性犯罪（第520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（第520g条）により、又は13歳未満の者に対する第一級性犯罪（第520b条）、第二級性犯罪（第520c条）、第三級性犯罪（第520d条）、第四級性犯罪（第520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（第520g条）に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により有罪に処せられた者は、終身刑（仮釈放なし）（同法第750.520b条(2)(c)）。
- ③ ①及び②を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑及び終身電子監視（同項(a), (d)）。
- 第二級性犯罪（同法第750.520c条(2)）
15年以下の拘禁刑とし、13歳未満の者に対する17歳以上の者による性的接触を含む違反については、更に終身電子監視。
- 第三級性犯罪（同法第750.520d条(2)）
15年以下の拘禁刑。
- 第四級性犯罪（同法第750.520e条(2)）
2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくはこれを併科。

2 アメリカ・ニューヨーク州

ニューヨーク州刑法では、

- 性的行為（注8）が相手方の同意なくして行われたことが、全ての性犯罪の要件である（同法第130.05条第1項）

旨規定され、相手方の同意の欠如が性犯罪の成立要件とされているところ、以下のとおり、行為者と相手方との間に一定の関係があることなどを要件として、相手方には同意する能力がないとみなされる旨規定されている。

(1) 相手方が保護、拘禁又は監督に付託されている者であり、行為者がその関係職員等であること等を、相手方の同意能力が否定される要件とする規定

- 相手方が、州の矯正及び地域監督局又は病院の保護、拘禁又は監督に付託されている場合であって、かつ、行為者が、当該相手方が同局又は病院の保護、拘禁若しくは監督に付託されていることを知り、又は合理的に知っているべき従業員であることを要件とするもの（同法第130.05条第3項(e)）
 - ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.25条第1項第1号）
 - ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.40条第1項第1号）
- 相手方が、地方矯正施設の保護又は拘禁に付託されている場合であって、かつ、行為者が、当該相手方と婚姻しておらず、当該相手方がかかる施設の保護若しくは拘禁に付託されていることを知り、又は合理的に知っているべき従業員であることを要件とするもの（同法第130.05条第3項(f)）
 - ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.25条第1項第1号）
 - ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.40条第1項第1号）
- 相手方が、児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されている場合であって、かつ、行為者が、当該相手方と婚姻しておらず、当該相手方が児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託若しくは配置されていることを知り、又は合理的に知っているべき従業員であることを要件とするもの（同法第130.05条第3項(g)）
 - ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.25条第1項第1号）
 - ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.40条第1項第1号）
- 相手方が、依頼人又は患者である場合であって、かつ、行為者が、第三級強姦罪、第三級犯罪的性的行為罪、第四級加重性的虐待罪若しくは第三級性的虐待罪で訴追されているヘルス・ケア・プロバイダー又はメンタル・ヘルス・ケア・プロバイダーである場合で、当該性的行為が、治療、診察、面談又は検査の間に行われた場合であることを要件とするもの（同法第130.05条第3項(h)）
 - ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）

刑) (同法第130.25条第1項第1号)

- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.40条第1項第1号)

○ 相手方が、精神保健事務所、発達障害者のための施設又はアルコール中毒及び濫用物質サービス事務所によって運営、許可又は保証されている宿泊施設の宿泊者若しくは入院患者である場合であって、かつ、行為者が、当該宿泊者又は入院患者と婚姻していない、当該施設の従業員であることを要件とするもの (同法第130.05条第3項(i))

- ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.25条第1項第1号)
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.40条第1項第1号)

○ 相手方が、警察官、保安官その他の法執行機関の職員により勾留又は拘置されている場合であって、かつ、行為者が、警察官、保安官その他の法執行機関の職員であって、相手方を勾留又は拘置している者であるか、行為時に相手方が勾留又は拘置されていることを知り、又は合理的に知っているべき場合であることを要件とするもの (同法第130.05条第3項(j))

- ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.25条第1項第1号)
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.40条第1項第1号)

(2) **相手方が一定の年齢未満であり、行為者が一定の年齢以上であることを、相手方の同意能力が否定される要件とする規定**

○ 相手方が17歳未満 (同法第130.05条第3項(a))、行為者が21歳以上であることを要件とするもの

- ・ 性交をした場合は、第三級強姦罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.25条第1項第2号)
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第三級犯罪的性的行為罪 (法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑) (同法第130.40条第1項第2号)

○ 相手方が15歳未満、行為者が18歳以上であることを要件とするもの (注9)

- ・ 性交をした場合は、第二級強姦罪 (法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑) (同法第130.30条第1項第1号)
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第二級犯罪的性的行為罪 (法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑) (同法第130.45条第1項第1号)

○ 相手方が13歳未満、行為者が18歳以上であることを要件とするもの

- ・ 性交をした場合は、第一級強姦罪 (法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑) (同法第130.35条第1項第4号)
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第一級犯罪的性的行為罪 (法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑) (同法第130.50条第1項第4号)
- ・ 3か月以上にわたり、少なくとも性交、口淫、肛門性交又は加重性的接触の

うちの一を含む性的行為を2回以上行った場合は、第一級対児童連続性的行為罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.75条第1項(b)）

- ・ 3か月以上にわたり、性的行為を2回以上行った場合は、第二級対児童連続性的行為罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.80条第1項(b)）

(3) 相手方の脆弱性を同人の同意能力が否定される要件とする規定

○ 相手方が精神的に無能力であること（注10）を要件とするもの（同法第130.05条第3項(b)）

- ・ 性交をした場合は、第二級強姦罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.30条第1項第2号）
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第二級犯罪的性的行為罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.45条第1項第2号）

○ 相手方が精神的に能力を剥奪されていること（注11）を要件とするもの（同法第130.05条第3項(c)）

- ・ 性交をした場合は、第二級強姦罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.30条第1項第2号）
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第二級犯罪的性的行為罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.45条第1項第2号）

○ 身体的に無能力であること（注12）を要件とするもの（同法第130.05条第3項(d)）

- ・ 性交をした場合は、第一級強姦罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.35条第1項第2号）
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第一級犯罪的性的行為罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.50条第1項第2号）

○ 相手方が11歳未満であることを要件とするもの

- ・ 性交をした場合は、第一級強姦罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.35条第3号）
- ・ 口淫又は肛門性交をした場合は、第一級犯罪的性的行為罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.50条第3号）
- ・ 3か月以上にわたり、少なくとも性交、口淫、肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為を2回以上行った場合は、第一級対児童連続性的行為罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.75条第1項(a)）
- ・ 3か月以上にわたり、性的行為を2回以上行った場合は、第二級対児童連続性的行為罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.80条第1項(a)）

(注8)「性的行為」とは、性交、口淫、肛門性交、加重性的接触又は性的接触をいい（同法第130.00条第10号）、

- 「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膣との接触からなる、人間同士の行為（同条第2号(a)）。
- 「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為（同号(b)）。
- 「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入し、それにより当該子供に身体的傷害を与えること（同条第11号）
- 「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目

につかない身体の部分に接触すること（直接又は着衣の上からかかを問わず、行為者が相手方に接触することのみならず、相手方が行為者に接触することも含まれ、また、相手方が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が相手方の体の一部に精液をかけることも含む）（同条第3号）

をいう。

(注9) 行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは、法律上の抗弁となるとされている（同法第130.30条第2項、第130.45条第2項）

(注10) 「精神的に無能力である」とは、それがために自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していることをいう（同法第130.00条第5号）。

(注11) 「精神的に能力が剥奪されている」とは、同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は、同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価又は制御することができなくなっていることをいう（同条第6号）。

(注12) 「身体的に無能力である」とは、意識を失っていること、又は、身体的に、行為に不同意であることを伝えられないことをいう（同条第7号）。

(参考3) アメリカ・ニューヨーク州刑法では、同意の欠如が生ずる事情の一つとして、強制的強要が挙げられており、

○ 強制的強要により他人と性交した場合を第一級強姦罪（同法第130.35条第1項第1号）

○ 強制的強要により他人と口淫又は肛門性交した場合を第一級犯罪的性的行為罪（同法第130.50条第1項第1号）

○ 強制的強要により他人を服従させて性的接触をさせた場合を第一級性的虐待罪（同法第130.65条第1項第1号）

とする旨規定されている

(参考4) 同法における主な性犯罪の法定刑は、以下のとおりである。

○ 第一級強姦罪、第一級犯罪的性的行為罪、第一級対児童連続性的行為罪
5年以上25年以下の拘禁刑

○ 第二級強姦罪、第二級犯罪的性的行為罪、第一級性的虐待罪、第二級対児童連続性的行為罪
2年以上7年以下の拘禁刑

○ 第三級強姦罪、第三級犯罪的性的行為罪
1年6月以上4年以下の拘禁刑

○ 第二級性的虐待罪
364日以下の拘禁刑

○ 第三級性的虐待罪
3月以下の拘禁刑

3 アメリカ・カリフォルニア州

(1) 相手方が一定の年齢以下（未満）であり、行為者が一定の年齢以上であることを要件とする規定

- 相手方が10歳以下であり、行為者が18歳以上であることを要件とするもの
 - ・ 性交又は肛門性交をした場合は、重罪で有罪とし、州刑務所において、25年から終身までの拘禁刑（カリフォルニア州刑事法第288.7条(a)）。
 - ・ 口淫又は性的挿入をした場合は、重罪で有罪とし、州刑務所において、15年から終身までの拘禁刑（同条(b)）。
- 相手方が14歳未満であり、行為者が相手方より10歳超年長であることを要件とするもの
 - ・ 肛門性交、口淫又は性的挿入をした場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同法第286条(c)(1)、同法第287条(c)(1)、同法第289条(j)）。
- 相手方が16歳未満であり、行為者が21歳以上又は21歳超であることを要件とするもの
 - ・ 相手方が16歳未満、行為者が21歳以上あり、不法な性交（注14）をした場合は、軽罪又は重罪のいずれかとし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑又は第1170条(h)に基づく2年、3年又は4年の拘禁刑（同法第261.5条(d)）。
 - ・ 相手方が16歳未満、行為者が21歳超であり、肛門性交、口淫又は性的挿入を行った場合（下記(3)の場合を除く）は、重罪とする（同法第286条(b)(2)、同法第287条(b)(2)、同法第289条(i)）。
- 相手方が未成年者（18歳未満）であり、行為者が相手方よりも3年超年長であることを要件とするもの
 - ・ 不法な性交をした場合は、軽罪又は重罪のいずれかとし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑等（同法261.5条(c)）。
- 相手方が未成年者（18歳未満）であり、行為者が相手方よりも3年以下の範囲で年長又は年少であることを要件とするもの
 - ・ 不法な性交をした場合は、軽罪とする（同条(b)）。

(2) 相手方が14歳未満であり、行為者が未成年の子供と同居する者又は子供に反復的に接近する者であることを要件とする規定

- 3か月以上の期間にわたり、3回以上、重大な性行為（注13）を行った場合、又は、第288条に規定するわいせつ若しくは淫らな行為を行った場合は、児童に対する継続的性的虐待の罪として、州刑務所において、6年、12年又は16年の拘禁刑（同法第288.5条(a)）。

(3) 相手方の脆弱性を要件とする規定

- 相手方が14歳未満であることを要件とするもの
 - ・ 行為者又は当該相手方の肉欲、情欲若しくは性的欲望を刺激し、求め又は満足させる目的で、意図的かつ淫らに、わいせつ又は淫らな行為をした場合は、重罪で有罪とし、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同法第288条(a)）。
- 相手方が未成年者（18歳未満）であることを要件とするもの

- ・ 肛門性交，口淫又は性的挿入を行った場合（同法第288条に規定する場合を除く）は，州刑務所又は郡刑務所において，1年以下の拘禁刑（同法第286条(b)(1)，同法第287条(b)(1)，同法第289条(h)）。

○ 相手方が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いており，行為者がそのことを知っている，又は合理的に知っているべき場合であることを要件とするもの

- ・ 性交，肛門性交又は口淫をした場合は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑（同法第261条(a)(1)，同法第264条(a)，同法第286条(g)，同法第287条(g)）

(注13)「重大な性行為」とは，相手方若しくは行為者の膣又は直腸に対する，相手方若しくは行為者の陰茎又は異物の挿入，口淫又は相手方若しくは行為者のいずれかの自慰行為をいう。

(注14)「不法な性交」とは，相手方が未成年（18歳未満）であり，かつ，行為者の配偶者ではない場合になされる性交をいう。

(参考) アメリカ・カリフォルニア州刑法では，行為者による暴行・脅迫等を成立要件とする性犯罪として，

- 威力，暴行，強制，脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該相手方の意思に反して性交，肛門性交，口淫又は性的挿入をした場合は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑に処する旨規定されている（同法第264条(a)，同法第286条(c)(2)(A)，同法第287条(c)(2)(A)及び同法第289条(a)(1)(A)）。

4 イギリス（イングランド・ウェールズ）

(1) 地位・関係性を要件とする規定

ア 相手方が18歳未満の者であり、行為者が相手方から信頼される立場にあることを要件とする規定

イギリスの2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）（以下「イギリス性犯罪法」という。）では、

- 行為者が、①18歳以上の者であり、②裁判所の命令その他法律により施設に拘置された18歳未満の者を世話している者であり、相手方が、①18歳未満であり、②その施設に拘置されている者である場合
- 行為者が、①18歳以上の者であり、②18歳未満の者（Children Act 1989第22C条第6項若しくはSocial Services and Well-being (Wales) Act 2014第81条第6項のいずれかの機関により宿泊及び管理が提供されているか、又は、Children Act 1989第59条第1項によりボランティア団体から宿泊が提供されている住居その他の場所に住む者）を世話している者であり、相手方が、①18歳未満であり、②当該住居等の住人であり、宿泊及び管理、又は宿泊の提供を受けている者である場合
- 行為者が、①18歳以上の者であり、②(a)病院、(b)ウェールズにおいては、民間診療所、(c)ケアホーム、(d)コミュニティ・ホーム、ボランティア・ホーム又はチルドレンズ・ホーム、(e)Children Act 1989第82条第5項に基づいて提供された住居、(g)ウェールズにおいて、ケアホームサービスが提供されている場所、(h)ウェールズにおいて、安全な宿泊サービスが提供されている建物のいずれかの施設に入所し保護を受けている18歳未満の者を世話している者であり、相手方が、①18歳未満であり、②当該施設に入所し保護を受けている者である場合
- 行為者が、①18歳以上の者であり、②教育機関で教育を受けている18歳未満の者を世話している者であって、③当該教育機関で教育を受けていない者であり、相手方が、①18歳未満であり、②当該教育機関で教育を受けている者である場合

において、行為者が故意に相手方に性的接触をし、行為者が相手方との関係で上記事情のみを理由として信頼される立場にあり、行為者が相手方との関係で信頼される立場にいる根拠となる事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待できる場合、略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合、5年以下の拘禁刑に処する旨規定されている（同法第16条、第21条）。

イ 相手方が一定の年齢未満であり、親族関係にあることを要件とする規定

イギリス性犯罪法では、

- 行為者と相手方が親族関係（血縁関係、養親子関係のほか里親・里子の関係等も含む（注15））にあり、相手方が18歳未満である場合において、行為者が、故意に相手方に性的接触をし、行為者において相手方との関係が親族関係にあることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得、かつ、行為者において、相手方が18歳以上であると合理的に信じていなかった場合

- 行為者と相手方が親族関係にあり、かつ、相手方が13歳未満である場合において、行為者が、故意に相手方に性的接触をし、行為者において相手方との関係が親族関係にあることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得る場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- ・ 犯行時18歳以上であった者で、接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入の場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑
- ・ 犯行時18歳以上であった者で、接触が上記以外の場合は、略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合、14年以下の拘禁刑
- ・ 上記以外の場合は、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合は、5年以下の拘禁刑

とされている（同法第25条）。

ウ 相手方が精神障害者であり、行為者が相手方のケアに携わっていることを要件とする規定

イギリス性犯罪法では、

- 相手方が精神障害を有しており、行為者が相手方のケアに携わっている場合（注16）において、行為者が、故意に相手方に性的接触をし、行為者において、相手方が精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得る場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- ・ 接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入の場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑
- ・ 上記以外の場合は、略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合、10年以下の拘禁刑

とされている（同法第38条）。

エ 相手方が一定の年齢未満であり、行為者が一定の年齢以上であることを要件とする規定

- 相手方が16歳未満であり、行為者が18歳以上である場合において、行為者が、故意に相手方の身体に性的接触をし、行為者において相手方が16歳以上であると合理的に信じていなかった場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- ・ 接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入の場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑

- ・ 上記以外の場合は、略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合、14年以下の拘禁刑とされている（同法第9条）。

(2) 相手方の脆弱性を要件とする規定

ア 相手方が13歳未満であることを要件とする規定

- 行為者が故意に陰茎を13歳未満の相手方の膣、肛門又は口に挿入し、又は他人の陰茎を行為者の膣、肛門又は口に挿入させた場合
- 行為者が故意にその身体の一部又は物を13歳未満の相手方の膣、肛門に性的挿入をし、又は他人の身体の一部又は物を行為者の膣又は肛門に性的挿入をさせた場合

は、いずれも最高で終身刑（同法第5条、第6条、第8条）、

- 行為者が故意に13歳未満の相手方の身体に性的接触をした場合

は、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑（同法第7条）とされている。

イ 相手方が精神障害が原因で拒絶できないことを要件とするもの

- 相手方が精神障害を有しており、その精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で性的接触を拒絶できない場合（注17）において、行為者が、相手方に性的接触をし、行為者において、相手方が精神障害を有していること及びその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で相手方がおそらく拒絶できないことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- ・ 接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑
- ・ 上記以外の場合は、略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合、14年以下の拘禁刑とされている（同法第30条）。

ウ 精神障害者を誘引、脅迫又は欺罔したことを要件とするもの

- 相手方が精神障害を有している場合において、行為者が相手方を誘引、脅迫又は欺罔して同意を得て、故意に相手方に性的接触をし、行為者において、相手方が精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- ・ 接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑
- ・ 上記以外の場合は、略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合、14年以下の拘禁刑

とされている（同法第34条）。

(注15) 親族関係とは、以下のいずれかに該当するか、又は、Adoption Act 1976 第39条又はAdoption and Children Act 2002第67条（養子縁組によって与えられた地位）であることを別とすれば、以下のいずれかに該当する関係をいう。

- 一方が他方の親、祖父母、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おば若しくはおじである場合
- 行為者が相手方の里親であるか、又は過去に里親であった場合
- 行為者と相手方が同一世帯に住んでおり、若しくは住んでいたことがあり、又は、行為者が定期的に相手方の世話、訓練、監督に携わり、若しくは携わったことがあり、若しくは単独で相手方の世話をしており若しくは世話をしていたことがあり、かつ、①一方が他方の継親であるか若しくは継親であったか、②行為者と相手方がいどこであるか、③一方が他方の継兄弟若しくは継姉妹であるか若しくはそのような関係であったか、又は④一方の親若しくは現在若しくは過去の里親が、他方の里親であるか若しくは里親であった場合
- 行為者と相手方の関係が、①行為者と相手方が同一世帯に住んでおり、②行為者が定期的に相手方の世話、訓練、監督に携わり、又は単独で相手方の世話をしている場合

(注16) 「ケアに携わっていた場合」とは、

- Bが、ケアホーム、コミュニティ・ホーム、ボランティア・ホーム、チルドレンズ・ホーム又はウェールズにおいて安全な宿泊サービスが提供されている建物に宿泊して保護されており、かつ、Aがこれらの施設で雇用されている間に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合
 - Bが、
 - (a) ナショナル・ヘルス・サービス系列組織又は民間医療機関、
 - (b) 民間病院
 - (c) ウェールズにおいては民間診療所から医療サービスを受ける患者であり、Aがこれらの医療機関において雇用されている間に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合
 - Aが、雇用されている間であろうとなかろうと、Bの精神障害に関連してBの世話、補助、サービスを提供する者であり、そのような者として定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性がある場合
- をいう（同法第38条、第42条）。

(注17) 「拒絶できない」とは、

- 当該接触の性質若しくは当該接触をすることによって生じる予見可能な結果についての十分な理解を欠いているか又はその他の理由により、接触に同意するか否かを選択する能力を欠いている場合
 - そのような選択について被告人と意思疎通できない場合
- をいう。

(参考) イギリスの2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）では、

- Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入し、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、レイプ罪として、最高で終身刑に処する（同法第1条）
- Aが身体の一部又は物を他人Bの膣又は肛門に故意に挿入し、挿入が性的であり、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、挿入による暴行罪として、最高で終身刑に処する（同法第2条）
- Aが他人Bの身体に故意に接触し、接触が性的であり、Bが接触に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、性的暴行罪として、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処する（同法第3条）

旨規定されている。

5 フランス

フランス刑法では、人の身体・精神の完全性に対する侵害の章において、

- 暴行，強制，脅迫又は不意打ちによって実行される，他人の身体に対する性的挿入行為及び犯人の身体に性的挿入をさせる行為は，全て，性質のいかんを問わず，強姦とする（同法第222-23条第1項）
- 暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害は全て，性的攻撃とする（同法第222-22条第1項）

旨規定され、

- 強姦罪の法定刑は15年の拘禁刑（同法第222-23条第2項）
- 強姦以外の性的攻撃の法定刑は5年の拘禁刑及び7万5000ユーロ（同法第222-27条）

と定められているところ，同法では，同章において，強姦罪や性的攻撃罪について，以下のとおり，行為者と相手方との間に一定の関係がある場合や相手方が一定の年齢である場合に刑を加重する規定が設けられている。

(1) 地位及び権限に着目した加重要件

- 尊属者又は相手方に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行した場合
 - ・ 強姦の場合は，加重的強姦罪（同法第222-24条第4号）
 - ・ 性的攻撃の場合において，
 - ① 更に，年齢，疾病，身体障害，身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者若しくは経済的若しくは社会的地位の不安定さによって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行した場合は，弱者に対する加重的性的攻撃罪（同法第222-30条第2号）
 - ② 上記①以外は，加重性的攻撃罪（同法第222-28条第2号）
- 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行した場合
 - ・ 強姦の場合は，加重的強姦罪（同法第222-24条第5号）
 - ・ 性的攻撃の場合において，
 - ① 更に，年齢，疾病，身体障害，身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者若しくは経済的若しくは社会的地位の不安定さによって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行した場合は，弱者に対する加重性的攻撃罪（同法第222-30条第3号）
 - ② 上記①以外は，加重的性的攻撃罪（同法第222-28条第3号）

(2) 脆弱性に着目した加重要件

- 相手方が15歳未満の未成年者である場合
 - ・ 強姦の場合は，加重的強姦罪（同法第222-24条第2号）
 - ・ 性的攻撃の場合は，未成年者に対する強姦以外の性的攻撃罪（同法第222-29-1条）
- 年齢，疾病，身体障害，身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく

脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行した場合

- ・ 強姦の場合は，加重的強姦罪（同法第222-24条第3号）
- ・ 性的攻撃の場合は，弱者に対する強姦以外の性的攻撃罪（同法第222-29条）
- 経済的又は社会的地位が不安定であるため著しく脆弱又は依存した状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して強姦を実行した場合
- ・ 加重的強姦罪（同法第222-24条第3号の2）
- 経済的又は社会的地位が不安定であるため著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して性的攻撃を実行した場合
- ・ 弱者に対する強姦以外の性的攻撃罪（同法第222-29条）

(参考1) 加重後の法定刑は，

- 加重的強姦罪については，20年の拘禁刑（同法第222-24条）
- 加重的性的攻撃罪及び弱者に対する強姦以外の性的攻撃罪については，7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑（同法第222-28条，222-29条）
- 15歳未満の未成年者に対する強姦以外の性的攻撃罪及び弱者に対する加重性的攻撃罪については，10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑に処するとされている（同法第222-29-1条，同法第222-30条）。

(参考2) フランス刑法では，未成年者及び家族に対する侵害の章において，以下のとおり，被害者が一定の年齢に達していないことを要件とする規定が設けられている。

- 強姦又は全ての性的攻撃に該当する場合を除き，成人（18歳以上の者）が15歳未満の未成年者に対し性的侵害を行う行為は，7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑に処する（同法第227-25条）とされている。

(参考3) フランス刑法では，未成年の被害者に対する強制・不意打ちについて，以下の規定を設けている。

- 犯罪が未成年者に対して実行された場合においては，被害者と犯人との間の年齢差，犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限を考慮し，本条第1項に規定する精神的強制又は第222-22条第1項に規定する不意打ちの存在が認定され得る。この場合における事実上の権限は，未成年の被害者と犯人との有意な年齢差によって形成され得る（同法第222-22-1条第2項）。
- 犯罪が15歳未満の未成年者に対して実行された場合において，精神的強制又は不意打ちは，これらの行為に関して必要な弁別能力を有しない被害者の脆弱さにつけ込むことによって形成される（同条第3項）。

6 ドイツ

(1) 地位・関係性を要件とする規定

ア 相手方が一定の年齢未満であり、保護を委ねられている者であることを要件とする規定

① 行為者に教育、職業教育又は生活上の世話が委ねられていることを要件とするもの

○ 相手方が16歳未満の者であり、行為者がその教育、職業教育若しくは生活上の世話を委ねられている場合（ドイツ刑法第174条第1項第1号）

○ 相手方が18歳未満の者であり、行為者がその教育、職業教育若しくは生活上の世話を委ねられており、又は、職務上若しくは労働上の関係の枠内で上司に当たる場合において、行為者が、教育上、職業教育上、世話上、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用した場合（同項第2号）

に、性的行為を行い、又は自己に対する性的行為を行わせた場合は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

② 親子又はこれに類似する関係があることを要件とするもの

○ 相手方が18歳未満の者であり、行為者の血縁上若しくは法律上の直系卑属、行為者の法律上の配偶者、行為者と内縁関係にある者又は行為者が共に婚姻関係若しくは内縁関係類似の生活を営んでいる者の直系卑属である場合

に、性的行為を行い、又は自己に対する性的行為を行わせた場合は、3月以上5年以下の自由刑に処する（同項第3号）。

③ 教育、職業教育又は生活上の世話のための特定の施設における犯行であることを要件とするもの

○ 相手方が16歳未満の者であって、18歳未満の者の教育、職業教育又は生活上の世話のための特定の施設において、教育、職業教育又は生活上の世話に従事するという法律関係にあり、行為者が、当該施設において、18歳未満の者の教育、職業教育又は生活上の世話を委ねられている者である場合（同条第2項第1号）

○ 相手方が18歳未満の者であって、18歳未満の者の教育、職業教育又は生活上の世話のための特定の施設において、教育、職業教育又は生活上の世話に従事するという法律関係にあり、行為者が、当該施設において、18歳未満の者の教育、職業教育又は生活上の世話を委ねられている者であり、その地位を利用した場合（同項第2号）

に、性的行為を行い、又は自己に対する性的行為を行わせた場合は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

イ 相手方が受刑者又は官庁の命令による被収容者であることを要件とする規定

○ 相手方が受刑者又は官庁の命令による被収容者であり、行為者がその教育、職業教育、監督又は世話を委ねられている場合において、行為者が、その地位を濫用し、相手方に対して性的行為を行い、又は、相手方に自己に対する性的行為を行わせた場合は、3月以上5年以下の自由刑に処する（同法第174条a第1項）。

ウ 相手方が病者又は要援助者のための施設に入所していることを要件とする規定

- 相手方が病者又は要援助者のための施設に入所しており、行為者がその監督又は世話を委ねられている場合において、行為者が、相手方の病気若しくは援助の必要性に乗じて、相手方に対して性的行為を行い、又は、相手方に自己に対する性的行為を行わせることにより、この者を虐待した場合は、3月以上5年以下の自由刑に処する（同条a第2項）。

エ 官職の地位を利用した犯行であることを要件とする規定

- 相手方が刑事手続、自由を剥奪する改善及び保安処分手続又は官庁による収容命令手続の対象者であり、行為者が刑事手続、自由を剥奪する改善及び保安処分手続又は官庁による収容命令手続に協力することを職務とする公務担当者である場合において、行為者が、手続により基礎付けられる従属性を濫用し、相手方に対して性的行為を行い、又は、相手方に自己に対する性的行為を行わせたときは、3月以上5年以下の自由刑に処する（同法第174条b第1項）。

オ 相談、治療又は世話をを行う関係を利用したことを要件とする規定

- 中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に、又は、身体的な疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行為者に委ねられている場合において、行為者が、相談、治療又は世話をを行う関係を濫用し、相手方に対して性的行為を行い、又は、相手方に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する（同法第174条c第1項）。
- 精神療法が行為者に委ねられている場合において、行為者が、治療を行う関係を濫用し、相手方に対して性的行為を行い、又は、相手方に自己に対する性的行為を行わせた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する（同条第2項）。

(2) 相手方の年齢を要件とする規定

- 14歳未満の者（子供）に対して性的行為を行い、又は、14歳未満の者（子供）に自己に対する性的行為を行わせた場合において、
 - ・ 18歳を超える者が、14歳未満の者（子供）と性交し、若しくは、身体への挿入と結びつく類似の性的行為を、14歳未満の者（子供）に対して行い、若しくは、14歳未満の者（子供）に自己に対して行わせたときは、2年以上の自由刑に処し（同法第176条a第2項第1号）
 - ・ 上記以外は、6月以上10年以下の自由刑に処する（同法第176条第1項）。

(参考1) ドイツ刑法は、

- 他の者の認識可能な意思に反して、この者に対して性的行為を行い、若しくは、この者に性的行為を行わせ、又は、この者に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する
- 犯情の特に重い事案では、2年以上の自由刑に処する旨規定し、犯情の特に重い事案として、
- 行為者が、相手方と性交をし、若しくは相手方に性交をさせ、若しくは、身体への挿入と結びつく場合は取り分けそうであるが、相手方を特に辱める性交類似行為を相手方に対して行い、若しくは、相手方に行わせたとき（強姦）
- 行為が複数の者により共同して行われたときを掲げている（同法第177条第6項）。

(参考2) ドイツ刑法は、以下のとおり、いわゆるグルーミングの規定を設けている。

○ 第176条（子供に対する性的虐待）

- 1 14歳未満の者（子供）に対して性的行為を行い、又は、子供に自己に対する性的行為を行わせた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。
- 2 子供が第三者に対して性的行為を行うように、又は、子供が第三者にこの子供自身に対する性的行為を行わせるように、この子供を決意させた者も、前項と同一の刑に処する。
- 3 犯情が特に重い事案では、1年以上の自由刑を言い渡すものとする。
- 4 次の各号に該当する者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
 - 一 子供の前で性的行為を行った者
 - 二 第1項又は第2項に該当する場合以外で、子供が性的行為を行うように、この子供を決意させた者
 - 三a) 子供が、行為者若しくは第三者に対して、若しくはその前で、性的行為を行うように、若しくは、子供が行為者若しくは第三者にこの子供自身に対する性的行為を行わせるようにするために、若しくは
 - b) 第184条b第1項第3号若しくは第184条b第3項に基づく行為を犯すために、文書（第11条第3項）、若しくは、情報若しくはコミュニケーション技術を用いて子供に影響を及ぼした者、又は
 - 四 ポルノの描写若しくは記述を提示することにより、ポルノを内容とする録音物を再生することにより、情報若しくはコミュニケーション技術を用いたポルノの内容に近付きやすくすることにより、若しくは、ポルノを内容とする話をすることにより、子供に影響を及ぼした者
- 5 第1項から第4項に規定する行為のために、子供を提供し、若しくは斡旋することを約束し、又は、これらの行為をするよう他の者と約束した者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- 6 本罪の未遂は罰する。ただし、第4項第4号及び第5項による行為はこの限りではない。第4項第3号による行為は、自己の影響力が子どもに及ぶと行為者が誤信していたことのみが既遂に至らなかった原因である場合には、その未遂を罰する。

7 韓国

(1) 行為者の保護又は監督を受ける者に対する犯行であることを要件とする規定

- 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける者に対し、偽計又は威力により、
 - ・ 姦淫した場合は、7年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金（刑法第303条第1項）
 - ・ わいせつな行為をした場合は、3年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金（性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（以下「特例法」という。）第10条第1項）
- 法律により拘禁された者を監護する者が、その者に対し、
 - ・ 姦淫した場合は、10年以下の懲役（刑法第303条第2項）
 - ・ わいせつな行為をした場合は、5年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金（特例法第10条第2項）

(2) 相手方が身体的又は精神的な障害により、事物を弁別し、又は意思決定をする能力が微弱な13歳以上の者であり、行為者が19歳以上であることを要件とする規定

- 姦淫をした場合、又は相手方をして、他人を姦淫するようにした場合は、3年以上の有期懲役（児童・青少年の性保護に関する法律第8条第1項）
- わいせつな行為をした場合、又は相手方をして、他人にわいせつな行為をするようにした場合は、10年以下の懲役又は1500万ウォン以下（同条第2項）

(3) 相手方が一定の年齢未満であり、行為者が一定の年齢以上であることを要件とする規定

- 19歳以上の者が、13歳以上16歳未満の児童・青少年の窮迫した状態を利用して当該児童・青少年を姦淫し、又は当該児童・青少年をして、他人を姦淫するようにした場合は、3年以上の有期懲役（同法第8条の2第1項）
- 19歳以上の者が、13歳以上16歳未満の児童・青少年の窮迫した状態を利用して、当該児童・青少年に対し、わいせつな行為をした場合、又は当該児童・青少年をして、他人にわいせつな行為をするようにした場合は、10年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金（同条第2項）
- 19歳以上の者が、13歳以上16歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした場合は、第297条（強姦）、第297条の2（類似強姦）、第298条（強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）又は第301条の2（強姦等殺人・致死）の例による（刑法第305条第2項）

(4) 相手方の脆弱性を要件とする規定

- 人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して、姦淫又はわいせつな行為をした場合は、第297条（強姦）、第297条の2（類似強姦）、第298条（強制わいせつ）の例による（同法第299条）。
- 13歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした場合は、第297条（強姦）、第297条の2（類似強姦）、第298条（強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）又は第301条の2（強姦等殺人・致死）の例による（刑法第305条第1項）

(参考) 韓国刑法では、

- 暴行又は脅迫により、人を強姦した者は、3年以上の有期懲役に処する（同法第297条）
 - 暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体（性器は除く。）の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体（性器は除く。）の一部又は道具を入れる行為をした者は、2年以上の有期懲役に処する（同法第297条の2）
 - 暴行又は脅迫により、人に対し、わいせつな行為をした者は、10年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する（同法第298条）
- 旨規定されている。

8 フィンランド

(1) 行為者が自己の地位を利用したことを要件とする規定

○ 相手方が行為者の権限又は監督下にあること等を要件とする規定

- ・ 自己の地位を利用して、18歳未満の者であって、学校その他の機関において、行為者の権限又は監督下にあるか、それと同等の従属関係にある者に対し、性交若しくは性的自己決定権を本質的に侵害する行為をするよう、又はそのような性的行為の対象となるよう誘引した場合は、罰金刑又は4年以下の拘禁刑（フィンランド刑事法第20章第5条第1項第1号）。

○ 相手方が18歳未満であり、相手方と行為者との間に年齢差があることを要件とする規定

- ・ 自己の地位を利用して、18歳未満の者であって、その未熟さ及びその者と行為者との間の年齢差のため、性行動に関する自己決定能力が行為者よりも本質的に低い者に対し、性交若しくは性的自己決定権を本質的に侵害する行為をするよう、又はそのような性的行為の対象となるよう誘引した場合であり、行為者が相手方の未熟さに乗じたことが明白な場合は、罰金刑又は4年以下の拘禁刑（同項第2号）。

○ 相手方が疾病、障害等により自己防衛能力等が低下していることを要件とする規定

- ・ 自己の地位を利用して、病院その他の施設で治療を受けており、疾病、障害その他の虚弱によって、自己防衛又は意思の形成若しくは表明をする能力が本質的に低下している者に対し、性交若しくは性的自己決定権を本質的に侵害する行為をするよう、又はそのような性的行為の対象となるよう誘引した場合は、罰金刑又は4年以下の拘禁刑（同項第3号）。

○ 相手方が行為者に依存していることを要件とする規定

- ・ 自己の地位を利用して、行為者に特に依存する者に対し、性交若しくは性的自己決定権を本質的に侵害する行為をするよう、又はそのような性的行為の対象となるよう誘引した場合であり、行為者がその依存性に乗じたことが明白な場合は、罰金刑又は4年以下の拘禁刑（同項第4号）。

(2) 相手方が16歳未満であることを要件とする規定

- 接触その他の方法で、16歳未満の児童に対し、その者の発達を阻害する可能性のある性的行為を行い、又は当該行為を行わせた場合は、4月以上6年以下の拘禁刑（同章第6条第1項）
- 16歳未満の児童と性交した場合（悪質な犯行に当たらない場合を除く。）は、1年以上10年以下の拘禁刑（同章第7条第1項第1号）

(3) 行為者が相手方を監護するものであることを要件とする規定

- 相手方が16歳以上18歳未満の児童であり、行為者が当該児童の親、又は親に相当する立場にあつて、当該児童と同一世帯で生活する場合において、
 - ・ 接触その他の方法で、相手方の発達を阻害する可能性のある性的行為を行い、又は当該行為を行わせた場合は、4月以上6年以下の拘禁刑（同章第6条第2項）

- ・ 性交した場合（悪質な犯行に当たらない場合を除く。）は，1年以上10年以下の拘禁刑（同号）。

（参考）フィンランド刑事法では，行為者による暴行・脅迫等を成立要件とする性犯罪として，

- 人に対し，暴力を行使し，又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって，人に性交を強要した場合等をレイプとし，レイプを行った場合は，1年以上6年以下の拘禁刑に処する（同法第20章第1条）
- 暴力又は脅迫によって，性交以外の性的行為を行い，又は当該行為の対象とされることを人に強要し，それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した場合等を性的行為の強要とし，性的行為の強要を行った場合は，罰金刑又は3年以下の拘禁刑に処する（同章第4条）とされている。

9 スウェーデン

スウェーデン刑事法では、「自発的に参加していない場合」が性犯罪の要件として定められているところ、

- 行為者が、相手方の行為者に対する従属的な立場を著しく濫用して、相手方を当該行為に参加させた場合には、自発的に行為に参加したものと判断してはならないとされている（同法第1条第1項第3号、第2条第1項）。

（参考）スウェーデン刑事法では、

- 自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。（同法第1条）
- 自発的に参加していない者に対して第1条に規定する行為以外の性的行為を行った者は、性的暴行罪として2年以下の拘禁刑に処する（同法第2条）。とされている。

10 カナダ

(1) 行為者と相手方との関係及び相手方が若年であることを要件とする規定

若年者（16歳以上18歳未満の者）に対する信賴的又は權威を有する地位にある者、若年者が依存関係にある者、又は、若年者との間で若年者を搾取する関係にある者が、性的目的で、

- ・ 若年者の身体を、そのいかなる部分であれ、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触った場合、又は
- ・ 若年者に対し、行為者の身体及び当該若年者の身体を含むあらゆる人の身体を、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触るよう勧誘し、助言し又は唆した場合

は、正式起訴犯罪として1年以上14年以下の拘禁刑、又は、略式起訴犯罪として90日以上2年未満の拘禁刑に処する（同法第153条）。

(2) 行為者と相手方との関係及び相手方が障害者であることを要件とする類型

知的又は精神障害者に対する信賴的地位若しくは權威を有する地位にある者又は知的又は精神障害者が依存関係にある者が、性的目的で、当該知的又は精神障害者に対し、その同意なく、その身体、行為者の身体又はあらゆる人の身体を、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触るよう勧誘し、助言し又は唆したときは、正式起訴犯罪として5年以下の拘禁刑、又は、略式起訴犯罪とする（同法第153.1条）。

(参考) カナダ刑事法では、性的暴行罪の法定刑は、正式起訴犯罪として10年以下の拘禁刑（被害者が16歳未満であるときには1年以上14年以下の拘禁刑）、略式起訴犯罪として18月以下の拘禁刑（被害者が16歳未満であるときには6月以上2年未満の拘禁刑）とされている（同法第271条）。